

勤労者教育支援資金融資保証料助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「勤労者教育支援資金融資制度」利用者の保証料負担を軽減することにより、制度の一層の活用を促進し、勤労者自身のスキルアップ及びその家族の教育の向上に資することを目的として、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「協会」という。）が、勤労者福祉基金の運用収入を活用して、勤労者教育支援資金借入者（以下「借入者」という。）に対し保証料相当額の助成を行うことについて、必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 平成25年4月1日以後に借入申込みを行った者を対象とする。

2 助成金の額は、当該借入申込みにかかる資金借入額（100千円未満切り捨て）、保証料率及び返済期間に応じて算定した額をもとに定める額（別表1）とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により家計に影響を受けた勤労者の生活支援を図るため、令和2年7月1日から令和5年3月31日までに融資を申し込んだ者に対しては、別表2の額とし、算定の基礎となる借入額については、2,000千円から借入者が当該借入申込み前に借り入れた累計額を差し引いた額を限度とする。

(交付申請)

第3条 前条の事業について助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を指定する期日までに近畿労働金庫を通じて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 理事長は、前条の申請に係る審査を行い、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、交付及び助成金額の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 前条の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定額の変更)

第6条 助成対象者は、第4条の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、助成金変更交付申請書（様式第3号）及び理事長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があったときは、第4条の規定に準じ決定を行い、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 理事長は、助成対象者から提出される助成金請求書（様式第5号）により助成金を交付する。

2 助成金の交付は、助成対象者から指定のあった金融機関の口座に振り込むこととし、振込の際の手数料等諸費用については、協会が負担する。

(交付決定の取消し)

第8条 理事長は、助成対象者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長し又は助成金の返還について減額又は免除することができる。

(加算金及び遅延利息)

第10条 助成対象者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 助成対象者は、前条第1項及び第2項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。